

平成 23 年度 宇都宮市社会福祉審議会第 1 回障がい者福祉専門分科会 会議記録

■日時 平成 23 年 7 月 12 日（火）午後 3 時～4 時 30 分

■場所 宇都宮市役所 14B 会議室

■出席者

1 委員

池本委員，瓜生委員，小川委員，小野委員，加藤委員，亀山委員，小林保子委員，小林豊委員，高橋委員，直井委員，麦倉分科会長（五十音順）

※欠席 齋藤委員，田仲委員

2 事務局

障がい福祉課長，保険予防課長，子ども発達センター所長，障がい福祉課長補佐，障がい福祉課係長，障がい福祉課担当者

3 傍聴者

1 名

■会議経過

1 開会

2 委員紹介

3 会長，副会長の選出

（委員からの互選により，麦倉会長，池本副会長を選出）

4 議事

（1）専門分科会の公開について（資料 1）

- ・附属機関等の会議の公開に関する要領第 4（1）に基づき公開する

（2）第 3 期宇都宮市障がい福祉サービス計画の策定について（資料 2-1，資料 2-2，別紙）

会 長

- ・事務局から第 3 期宇都宮市障がい福祉サービス計画の策定について説明があったが，御意見，御質問等を遠慮なくお願いしたい。

委 員

- ・6 月 30 日に厚生労働省で行われた主管課長会議では，来年 4 月からの相談支援体制についてや，児童福祉法の関連など，（仮称）総合福祉法が制定されるまでの大きな動きが示されたところ。今回の第 3 期サービス計画の策定において，（サービス受給者の）分母の母数を捉えるときに，これらの内容が大きく影響するのではないか。

- ・ また、市では現在実施されていない、「サービス利用計画の作成」や、「居住サポートの義務化」などについては、第3期計画の策定に大きく影響すると思うが、市はどのような考えか。

事務局

- ・ 第3期計画の策定においては法改正の内容を踏まえ、新たな障がい福祉サービスとして反映させたい考えだが、現時点では詳細が不明なため、国から具体的な内容が示された段階で検討する。

委員

- ・ 7月7日の下野新聞に、「県内の特別支援学級の在籍者が3,000人を超え、特別支援学校の児童・生徒は2,417名」と出ていた。これらの人数が、計画の策定に大きく影響するのではないかと考えている。
- ・ また、日中一時支援の事業所の数が増えている。受け入れも中高生に拡大しているということで、市民の理解が進んでいるものと思う。
- ・ 市は今後、日中一時支援の数を減らすことは考えていないのか。対応できる事業所の数や定員が増えれば、増やし続けていくものなのか。

事務局

- ・ 市では、「日中支援型」、「放課後支援型」、「重症障がい児者医療的ケア」の3つの事業を実施している。
- ・ 今後の法改正の中で、障害児に対するサービスの提供を市としてどのように考えていくのかについては、子ども部と意見交換を進めているところ。
- ・ 日中一時支援事業はニーズは多く、今後多様化することが見込まれることから、受け入れを減らすことは想定していない。

委員

- ・ 宇都宮は周辺に自治医大、独協医大、済生会病院などを抱えていることから、市の重症心身障がい児の人数を把握しておく必要があると思う。子ども発達センターと医療的ケアでどの部分を対応するのか、また対応仕切れない部分があると思うので、今回の計画策定の中で反映させてほしい。

事務局

- ・ 子ども発達センターは、未就学児を対象にしていることから、障がい福祉課の医療的ケア事業との整合性を図りながら、どのように計画に盛り込むのか検討したい。

(3) 第2期宇都宮市障がい福祉サービス計画の現状について（資料3-1、資料3-2）

会長

- ・ 事務局から第2期宇都宮市障がい福祉サービス計画の現状について説明があったが、御意見、御質問等をお願いしたい。

委員

- ・ 入院中の精神障がい者の地域生活への移行について、目標値が設定されているが、退院は、本人の意向などに沿った形で決定されるのか。目標値の設定の際にアンケート等を行って得られた数値なのか。

委員

- ・ 当事者の立場から少しお話すると、精神障がい者は退院して自分の家に帰って日常生活を送ることさえ難しい方もいる。
- ・ 旧支援費制度では「援護寮」という日常生活訓練等を行う施設があり、家庭に帰る前に服薬や金銭管理、身だしなみなどの2年間の訓練を経て家庭に帰ったが、各病院とも廃止の方向になっている。退院した人たちは、病院からいきなりグループホームへ行くことになり、自主管理しなければならないが、果たしてそのような人が、自分で服薬管理や食事など身の回りの事ができるかという、できない。ケアホームは、服薬管理など行えるスタッフがいるから良いが、ケアホームは実際には少ない。また、高齢者の場合、引き取り手がいない、家族に受け入れられないなどの問題がある。
- ・ 退院促進を進めるにあたっては、受け皿の充実が必要である。ケアホームの充実、数を増やすことが大事だと考えている。

事務局

- ・ 精神障がい者の地域移行、退院促進は、県の事業であるが、平成23年度から岡本台病院を中心として宇都宮圏域で退院促進の動きが出てきている。本市の保健師等も県の調整会議に参加するなど、県と連携を図るとともに、実際に病院に行って入院患者の状況の把握など、退院後の医療的なフォローについても検討している。
- ・ 今後も県との連携のもとに進めていくが、栃木県の中でも、宇都宮圏域は取組が少し遅れているといえる。
- ・ 第2期計画では、目標値を栃木県全体の見込み数から人口按分に基づき推計し、165人としているが、第3期計画においては、実態調査などを踏まえ、適正値を設定したいと考えている。

委員

- ・ 相談支援のサービス利用作成について、実績が21・22年度ともに0件となっている理由は何か。

事務局

- ・ 相談支援事業は、市の職員6名がケースワーカーとして、障がい者の相談支援にあたるとともに、市内7か所の地域生活支援センターにおいて、相談支援専門員を配置し、ここでの相談支援件数は年々増加している。
- ・ 平成21・22年度は、サービス利用計画の作成に至るケースが無かったため、0件となっており、今年度も現時点では該当ケースはない。
- ・ 来年度から法改正により、対象者が拡大されることから、第3期計画のサービス見込み量に

も反映させていきたい。

委員

- ・ 法改正により、サービス利用計画の作成が個別給付化されることから、サービスの支給決定以前にサービス利用計画を作成することとなると思うが、事業者も行政も不慣れなため、相当混乱するのではないか。
- ・ 早い段階で、相談支援事業者と行政との勉強会など開催していただきたい。

事務局

- ・ サービス利用計画の個別給付化に向け、現在、市の自立支援協議会相談支援部会の方で、勉強会を実施している。

- (4) 第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画に係る利用者・事業者実態調査について（資料4-1，資料4-2）

会長

- ・ 事務局から第3期宇都宮市障がい福祉サービス計画に係る利用者・事業者実態調査の内容や方法について説明があったが、御意見、御質問等をお願いしたい。

委員

- ・ 高齢者の調査など、民生委員として高齢者に個別配布を頼まれることがある。今回の調査は郵送となっているが、障がい者に郵送して有効な回答が得られるのか。郵送でないとまずいのか。

事務局

- ・ 平成20年度に第2期計画策定のための実態調査を実施した際には、郵送による依頼・回答で約60%の回答が得られたことから、今回も郵送で問題ないと考えている。

- (5) その他

会長

- ・ その他、障がい福祉施策に係ることで、御意見があればお伺いしたい。

委員

- ・ 災害時要援護者制度について、連合自治会の会長など幹部クラスは制度の内容を良く理解しているようだが、単位自治会の会長になると、認知度が低いように感じる。
- ・ 自分は、地区の社会福祉協力員として、民生委員の方と二人で説明に歩いたが、実際の災害では実働部隊になる単位自治会が制度を知らないため、これでは制度が機能しないのではないかと。具体的に「あなたは、ここの誰を助ける役目です」と明確化しないと、実際には動けない。
- ・ 制度が早くできたのは良かったが、地元の自治会は関心が薄いので、もう一度、制度の周知徹底や、実際に機能する仕組みとなるよう、検討してほしい。

委員

- ・ 障がい者の保護者に話を聞くと、災害時要援護者の制度を知らない人がかなり多かった。3月11日以降、(障がい者の安否等について)どこからか連絡があったか聞いてみたが、連絡があったという人はいなかった。制度開始時には、全ての障がい者に郵送で通知が届くと聞いていたが、通知を受け取ってもいないという人が多かったようだ。
- ・ 今回の震災時の対応の反省を活かした、障がい者の地域支援について、改めて考えてもらいたい。

事務局

- ・ 災害時要援護者については、自力で一人で避難することが困難な人を対象にしている。制度を始める際の通知は、一人暮らしの障がい者を対象に郵送した。

委員

- ・ 民生委員として一人暮らしの高齢者には頻繁に戸別訪問をしているが、障がい者は情報が無く、地域の中で誰が障がい者で、災害時に支援を必要としているのかもわからない。「どこの誰が障がい者か。」という情報を、地域で共有することが良いのか悪いのか、それも難しい問題なのかもしれないが。
- ・ また、地域によって制度が立ち上がっていないところもあり、バラつきがあるようだ。

委員

- ・ 本来、地域で管理すべき情報と考えている。どのように情報を活用するのが課題。

会長

- ・ 一人暮らしというのは、単なる単身世帯というだけでなく、昼間に独りになる、夜間に独りになる、というケースもある。

委員

- ・ 私は災害に要援護者として登録している。登録の際、地域の担当の人が説明に来てくれたが、自分で助けに来てくれる人を指名してほしいと言われた。本当は近所の人をお願いしたいが、その人の負担になっても申し訳ないと思い、消防の人などを指名できればと考えたが、地域の人からと言われ、担当の人をお願いしたが、すでに何人も抱えているとのことで、あなたは順番が一番最後になる、と言われた。

事務局

- ・ 登録の際に、「この人は誰が助ける。」という担当制のような形で報告いただくので、担当の方に責任を持ってもらうことにはなるが、優先順位のようなものは無い。

委員

- ・ 一次避難は近所の人役割。災害時には、消防の人や行政の人は行けないのだから、一番身近な人が対応するしかない。これが制度の本来の目的だと思う。
- ・ まずは避難所に連れて行って、そこからまた病院や施設に移動となった場合に、障がいに応じたサポートなど、二次的な非難は専門の方が対応してくれると良い。

会長

- ・ 本日は、委員の方々から3月の震災を踏まえたお話や、法改正に関する事など、貴重な御意見をいただいた。事務局には、本日の会議の内容を十分に踏まえ、引き続き第3期サービス計画策定に向けて進めていただきたい。

5 その他

- ・ 議事録の作成と内容確認依頼について
- ・ 第2回宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会の日程について

6 閉会